



成人おめでとう! 成年年齢が18歳に引き下げられました

ID 1022239

問 生涯学習課
☎ (632) 2678

4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。大人として、気を付ける点を確認しましょう。

■なぜ18歳に引き下げられたの? 近年、選挙権が18歳から与えられるなど、若者にも国政などに参加してもらう政策が進められてきました。そのような中、若者の自己決定権を尊重するため、18歳以上を大人として取り扱うよう民法が改正されました。

成年年齢の引き下げは、「積極的な社会参加を促す」ことになると期待されています。

■これからの成人式はこう変わる

成人式の対象や実施内容は各市町村が独自に決めています。

本市では、新たに「宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい」と名称を変え、これまで通り20歳を迎える若者を対象に成人式事業を実施します。



▼対象 当該年度中に20歳を迎える人。

▼実施時期 「成人の日」(1月の第2月曜日)の前日。

■大人になると何が変わるの? 18歳(成年)に達すると、自分の意思でさまざまなことを決定でき、親の同意を得ずに契約もできるようになります。

しかし、進路や契約などについて、家族の同意や理解を得ることは変わることなく大切です。分からないことや不安なことはしっかり相談しながら、大人としての一歩を踏み出しましょう。

18歳になったらできること

- ▼クレジットカードを作るなど、親の同意がなくても契約できる。
- ▼10年有効のパスポートを取得できる。
- ▼公認会計士などの国家資格を取得できるなど。

今までと変わらないこと (20歳にならないとできないこと)

- ▼飲酒をする。
- ▼喫煙をする。
- ▼競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買うなど。



4月6~15日は交通安全市民総ぐるみ運動 みんなで交通事故のない 愉快なまちへ

ID 1003497

問 生活安心課
☎ (632) 2264

4月6~15日に、春の交通安全市民総ぐるみ運動を実施します。

この機会に、改めて交通事故防止への意識を高め、交通事故を未然に防ぎましょう。

▼子どもの交通事故防止 保護者は、子どもから目を離さず、急な飛び出しなどをしないよう十分注意しましょう。また、日ごろから、安全な歩き方や横断の仕方を子どもに教えるようにしましょう。

▼自転車の安全利用 自転車を利用するときは、下の自転車安全利用五則を守り、安全に利用しましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外。
- ② 車道は左側を通行する。
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行する。
- ④ 「飲酒運転・二人乗り・並進はしない」「夜間はライトを点灯する」「交差点での信号遵守と一時停止・安全確認を徹底する」など、安全ルールを守る。
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用する。

※ 栃木県自転車条例に基づき、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。

▼歩行者を保護する安全運転意識の向上 ドライバーは交通ルールを守り、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。特に、信号機のない横断歩道での歩行者優先を徹底しましょう。

▼子どもや高齢者に優しい3S運動の推進 「3S」は、See (見る・発見する)・Slow (減速する)・Stop (止まる)の頭文字。子どもや高齢者を見掛けたら、減速するなど、思いやりのある運転と交通事故防止に努めましょう。

▼夜間走行中の原則ハイビームの徹底 ドライバーは、前照灯を早めに点灯するとともに、夜間は、交通量の多い市街地などを除き、原則、ハイビームで走行しましょう。

「栃木県自転車条例」が制定されました

問 県くらし安全安心課 ☎ (623) 2185

自転車の安全で適正な利用の促進のため、栃木県自転車条例が制定されました。

- ▼自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化。
- ▼自転車の点検・整備が努力義務化。
- ▼自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化(7月1日~)。